

令和5年度山梨県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業のご案内

(住宅支援資金)

この事業は、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立を支援します。

貸付けを受けた日から1年以内に、母子・父子自立支援プログラム（以下プログラムという。）で定めた目標に従って就職（現に就職している方は転職等）をし、1年間引き続き就業を継続した場合は、貸付金の返還を免除します。

条件を満たさない場合は、全額返還となります。

1 貸付対象者

（以下の①～③の要件をすべて満たす方）

- ① 山梨県内に住民登録をしている方
- ② 原則として、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている方
- ③ プログラムの策定を受けて自立を目指している方

2 貸付額

月額 40,000円以内（最大12か月まで）

- ・原則として、自らが借り受け入居している住宅の家賃相当額（管理費、共益費を含む）の実費
- ・住居確保給付金を受給している方は、家賃相当額から住居確保給付金の額を控除した額となります。

3 貸付利子は無利子です。

4 保証人は不要です。

5 返還金が発生した場合は、4年以内に返還していただきます。 また、返還期間を過ぎた債務には、年3%の延滞利子がつきます。

6 申請期間および申請方法

令和5年4月3日（月）～令和6年2月9日（金）当日消印有効

- ・プログラム策定機関を経由して申請してください。

※プログラム策定については、市にお住いのかたは各市、町村にお住いの方は県（中北、峡南、富士・東部各保健福祉事務所）へお問合わせください。

7 申請に必要な書類

- ① 貸付申請書（第1号様式の2）
- ② 個人情報の取扱いについて（同意書）（第2号様式）
- ③ プログラムの決定通知書の写し
- ④ 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を受給していない場合は、所得・課税証明書）
- ⑤ 住居確保給付金を受給している場合は、支給決定通知書の写し
- ⑥ 住民票（世帯全員、個人番号がないもの、本籍地の記載があるもの）
- ⑦ 1か月の家賃相当額が確認できる書類

8 貸付けの決定

山梨県社会福祉協議会において審査後、承認又は不承認の決定を文書にて通知します。

9 貸付けの契約

承認を受けたときは、貸付契約を取り交わすために、借用証書を提出していただきます。
なお、借用証書の提出の際に以下①、②の項目が必要となりますので、用意してください。

- ① 借用証書に押印する実印の印鑑登録証明書
- ② 収入印紙（貸付金額による額）

10 貸付金の交付

原則として2か月ごとに交付します。

11 その他

- 貸付けには審査があります（詳細については『山梨県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等貸付規程』をご覧ください）。
- 借入目的に反する貸付金の使用があった場合や貸付けを受け返還を免除されるか返還を完了するまでの間に、本会が求める届出を怠ると返還の免除や猶予が受けられず、貸付金の返還を求める場合があります。
- 暴力団員が属する世帯の方の申込みはできません
- 貸付けの申請用紙は、プログラム策定機関の窓口に設置してあります。

【申請受付、お問合せ先】〒400-0005 甲府市北新1-2-12
山梨県社会福祉協議会 生活支援課 資金担当 TEL：055-254-8610